

開発事業計画を策定するにあたって

開発事業を進めていくにあたっては、横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）に定める手続き及び基準を遵守するとともに、条例第 5 条に定める『開発事業者の責務』を踏まえて開発事業の計画を適切に策定してください。

なお、条例第 18 条に定める同意の基準等に関する各局の審査は、条例第 13 条第 3 項に規定する開発事業計画書の縦覧期間終了後になります（縦覧期間中に再意見書が提出された場合、また特定大規模開発事業の場合は、協議結果通知書交付後になります）。

横浜市開発事業の調整等に関する条例より抜粋

（開発事業者の責務）

- 第 5 条 開発事業者は、地域まちづくり計画に整合し、かつ、周辺環境と調和するよう、開発事業を行わなければならない。
- 2 開発事業者は、殊更に小規模な開発事業区域を設定することのないように努め、自らの負担と責任において必要な公共施設及び公益的施設を整備し、地域の良好な都市環境の形成を図らなければならない。
 - 3 開発事業者は、開発事業に伴い整備する公共施設を適切に管理するため、横浜市への引継ぎ等の必要な措置を講じなければならない。

○土地利用計画の留意事項

- ・ 開発事業計画は、区域区分、用途地域、地域地区等に適合すること
- ・ 開発事業区域が地域まちづくり計画区域内の場合、地域まちづくり計画に整合すること
- ・ 開発事業区域は、適正な区域設定を行うこと
- ・ 開発事業計画は、周辺環境との調和に配慮すること
- ・ 開発事業区域内には、整備すべき施設が適切に配置されていること
- ・ 開発行為の場合、開発事業区域に至る接続道路は、適切な幅員であること

○必要施設の相談先一覧

必要施設	相談先	
計画一般、宅地防災、集会室、斜面地開発の緑化空地	建築局 宅地審査課	(緑・青葉・都筑) (旭・保土ヶ谷・瀬谷・泉・南) (港南・磯子・金沢・戸塚・栄) (鶴見・神奈川・西・中・港北)
		671-4515 -4516 -4517 -4518
	調整区域課	(全区)
		671-4521
歩道状空地、自由利用空地、集会室※	建築局 情報相談課 相談担当	※“大規模な共同住宅の建築”の場合
		671-2350
開発区域内外の道路（形態）、道路状空地、道路帰属	道路局 維持課 路政課（北部） （南部）	
		671-2783 671-2766 671-2767
公園・緑地又は広場、樹木の保存・表土の保全、緑化空地	みどり環境局 公園緑地管理課公園緑化協議担当	
		671-2647
雨水流出抑制施設	下水道河川局 河川管理課協議指導担当	
		671-2898
排水施設、遊水池	下水道河川局 管路保全課開発調整担当	
		671-2833
消防水利、防火水槽	消防局 警防課	
		334-6715
地域まちづくり計画（地区計画、建築協定など）	都市整備局 地域まちづくり課	
		671-2939
ごみ収集場	資源循環局 業務課計画係	
		671-2551
河川、水路	下水道河川局 河川管理課	
		671-2855

○整備すべき施設等

(1) 【都市計画法】 (開発行為・斜面地開発行為)

開発許可の基準	主な整備内容						
道路	(1) 接続道路の基準 開発区域の規模や開発行為の目的により、幅員4.5m(小規模な開発行為にあつては、緩和措置あり)から12.0mの接続道路の幅員を満たすこと (2) 予定建築物又は特定工作物の敷地に接する開発区域内・外の道路 開発区域の規模や開発行為の目的によって、4.5mから12.0mの幅員の道路を整備すること (3) 袋路状道路に関する基準 袋路状道路を築造して開発行為が認められるものは、開発区域の面積3,000㎡未満のものに限る						
公園、緑地又は広場	(1) 開発区域が3,000㎡以上の場合、公園等を設置すること <table border="1"> <tr> <td>開発の目的</td> <td>公園、緑地又は広場の開発区域の面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>6%以上(市へ帰属)</td> </tr> <tr> <td>住宅以外</td> <td>3%以上(市へ帰属)</td> </tr> </table> (2) 開発区域が公園に隣接する場合等は、都市計画法第32条の同意を得ること	開発の目的	公園、緑地又は広場の開発区域の面積に対する割合	住宅	6%以上(市へ帰属)	住宅以外	3%以上(市へ帰属)
開発の目的	公園、緑地又は広場の開発区域の面積に対する割合						
住宅	6%以上(市へ帰属)						
住宅以外	3%以上(市へ帰属)						
樹木の保存・表土の保全	市街化区域で開発区域面積が5,000㎡以上、市街化調整区域で開発区域面積が3,000㎡以上の場合、必要な措置を行うこと						
排水施設、遊水池等	下水の放流先の排水能力が不足する場合は、開発区域内に遊水池等を設置すること						
消防水利	<table border="1"> <tr> <td>開発区域の面積</td> <td>整備すべき施設</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡未満</td> <td>消火栓又は防火水槽</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上</td> <td>防火水槽</td> </tr> </table>	開発区域の面積	整備すべき施設	3,000㎡未満	消火栓又は防火水槽	3,000㎡以上	防火水槽
開発区域の面積	整備すべき施設						
3,000㎡未満	消火栓又は防火水槽						
3,000㎡以上	防火水槽						
ごみ収集場	10戸以上の一戸建て住宅の建築を目的とする場合に設置すること(0.13㎡/戸)						
敷地面積の最低限度	予定される建築物(用途が住宅であるものに限る)の敷地面積が基準に定める最低限度以上であること						

* 公益上必要な開発行為(開発許可不要)の場合も上記基準に基づき適切に施設を整備してください

* 詳細については『開発許可の手引』技術基準編にてご確認ください

(2) 【開発事業の調整等に関する条例】

同意の基準	主な整備内容	開発行為	大規模な共同住宅の建築	市街化調整区域の建築行為	宅地造成	斜面地開発行為	道路位置指定						
道路状空地	開発事業区域に接して狭い道路(公道)がある場合は、道路中心線から2.25mの幅で拡幅すること	○			○	○							
歩道状空地	前面道路側に幅員2.0m以上の歩道がない場合、幅員2.0m以上の歩道状の空地を確保し整備すること		○	○									
自由利用空地	開発事業区域面積の6%以上の自由利用(広場等)空地を整備すること		○	○									
緑化空地	<table border="1"> <tr> <th>適用対象</th> <th>緑化率</th> </tr> <tr> <td>1,000㎡未満の開発事業</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上の開発事業</td> <td>10%以上(商業系用途地域5%以上)</td> </tr> </table> 1,000㎡未満の開発事業及び一戸建て住宅の開発事業の場合は、緑化率に相当する植栽本数を確保することでも可能	適用対象	緑化率	1,000㎡未満の開発事業	5%以上	1,000㎡以上の開発事業	10%以上(商業系用途地域5%以上)	○	○	○	○		
適用対象	緑化率												
1,000㎡未満の開発事業	5%以上												
1,000㎡以上の開発事業	10%以上(商業系用途地域5%以上)												
雨水流出抑制施設	雨水調整池その他洪水の発生を防止するための雨水流出抑制施設を設置すること	○	○	○	○	○							
排水施設、遊水池等	下水の放流先の排水能力が不足する場合は、開発事業区域内に遊水池等を設置すること		○		○								
防火水槽	防火水槽を設置すること		○	○									
集会室	100戸以上の共同住宅の建築を目的とする場合、整備すること	○	○	○		○							
斜面地開発行為の制限	斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例に規定する盛土の制限、緑化基準に適合していること					○							
敷地面積の最低限度	予定される建築物(用途が住宅であるものに限る)の敷地面積が条例に規定する最低限度以上であること	※					○						

※開発行為については、同意の基準とは別に、都市計画法の委任を受けた開発許可基準として敷地面積の最低限度規制(条例第34条)があります。

* 詳細については『横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引』にてご確認ください

目次

1. 『横浜市開発事業の調整等に関する条例』の手続きを進めるにあたって …P.1～P.3
2. 提出書類の個人情報について（お願い） …………… P.4～P.5
3. 開発事業の各種申請図書提出部数及び図面添付について…………… P.6～P.7
4. 開発事業の説明を受ける住民の皆さんへ ……………P.8～P.15
5. 開発事業の構想に対する意見書…………… P.16
6. 斜面緑地における開発許可基準の運用について…………… P.17
7. 同意基準協議（集会施設、斜面地開発行為の制限）の手続きについて ……P.18
8. 開発事業計画の同意基準（8号・9号）に関する事前相談書 ……………P.19
9. 公共施設管理者への説明にあたって ……………P.20～P.23
10. 公共施設管理者への説明（条例第 14 条の2）確認チェックシート ……P.24

『横浜市開発事業の調整等に関する条例』の手続きを進めるにあたって

(市街化区域内の開発行為を伴わない“大規模な共同住宅の建築”及び“位置指定”をおこなう500㎡未満の開発行為を除く)

『横浜市開発事業の調整等に関する条例(以下「条例」といいます。)」』の各種手続きについては、条例の趣旨を十分に理解していただき、条例の手引き(以下「手引き」といいます。)をもとに、進めてください(手続きに不備があった場合、開発事業計画の不同意の通知を行うことがありますので注意してください)。

(1) 標識の設置(第9条)

- ① 標識の様式は、規則に定める様式(手引き125頁)を用いてください。なお、標識自体は販売しておりません。
- ② 設置する時期は、『標識設置届』の提出直前に行い、工事の完了まで破損しない方法で掲出してください。
- ③ 設置する場所は 開発事業区域が接する道路につき1箇所以上としてください。
- ④ 事前周知のため“住民説明の予定時期”欄(例：○/○～○/○)はあらかじめ記載してください。また、その他の手続き年月日欄も順次すみやかに記載してください。
- ⑤ 土地利用計画図は、『開発事業計画書』提出時に貼り付けてください。
- ⑥ 標識の記載内容に変えた場合、随時写真を取って提出をしてください。

(2) 標識設置届(第9条第2項)

- ① 提出部数は正本1部正の写し2部の計3部です。なお、正の写しは閲覧対象となりますので個人情報(別紙“提出書類の個人情報について参照)してください。
- ② 添付する公図の写しは、開発事業区域内の各筆について、地目を表記してください。
- ③ 添付する標識設置状況写真は 遠景及び近景で撮影してください。
- ④ 『標識設置届』提出後、おおむね10日間で、関係各局の指導・助言書(以下、回答)をお渡しします。
- ⑤ 標識設置届の提出を行う方が開発事業者本人でない場合は、委任状の提出をお願いいたします。
また、開発事業者から委任を受けた方が標識設置届の提出以降の手続一切を行う場合は、その旨を記載した委任状を標識設置届の提出時に添付してください。

(3) 住民等への説明(第11条)

- ① 説明に際しては住民説明の方法、説明内容および添付資料(手引き18～21頁の解説)をよくご確認ください。
- ② 説明および説明資料の配布は、標識を設置し、『標識設置届』を提出した日の翌日以降におこなってください。
- ③ 説明にあたってはできるだけ開発事業者本人が行ってください。
- ④ 説明対象は原則、地方公共団体を含む土地所有者、建物所有者、建物占有者の全てです。道路等公共施設の所有者は対象外です。都市計画法第32条に基づく同意を得る必要のある公共施設管理者については、(4)を参照してください。また、地域まちづくり計画が策定されている場合、地域まちづくり運営団体も説明対象となります。
- ⑤ 説明方法は“説明会は事前に資料配布して複数回開催”、“戸別訪問は不在の場合は3回以上訪問(1回目に資料は必ず投函)”です。
- ⑥ 説明は開発事業の概要だけでなく条例の概要(特に第12～14条に規定する手続)についても行ってください。
- ⑦ 説明範囲内に共同住宅の敷地が含まれ、共同住宅内に入れない場合等戸別訪問の実施が困難である場合は、市長が認める説明方法(手引120頁「市長が認める説明方法」3項目目)により説明を行うことができます。市長が認める説明方法で説明を行う場合は、次のア～エの事項について、説明実施前に横浜市に報告してください。

ア 戸別訪問が困難な理由

共同住宅において、戸別訪問が困難であった理由を報告してください。

(例) 戸別訪問を共同住宅側に断られた場合

管理組合等(管理組合、管理組合法人、自治会等)又は土地及び建物の所有者に戸別訪問を断られた場合は、市長が認める方法での実施が可能です。

なお、一戸の住民に戸別訪問を断られた場合は住民の総意とは判断できないため、他の住民に対して戸別訪問を行ってください。また、管理人に断られた場合でも、管理組合等又は土地及び建物の所有者への確認が必要です。

(例) セキュリティが高く共同住宅内に入れない場合

セキュリティが高く共同住宅内に入れない場合は、住民の不在時に郵便受けに資料の投函ができない場合など、規定された方法で戸別訪問ができない場合があります。このため、単にオートロックがあることや管理人が常駐していることを理由に、戸別訪問を実施しなくてもよいことにはなりません。

イ 実施する説明方法

ウ 確認先

説明方法を決定するにあたり、実施可能な方法や意向を確認した相手先を報告してください。確認先は、管理組合等（管理組合、管理組合法人、自治会等）又は土地及び建物の所有者となります。

エ 確認日

- ⑧ ⑦の方法（手引20頁「市長が認める説明方法」3項目目）で実施した場合は、開発事業計画書の第4面「開発事業の説明状況」に事前に横浜市に報告した⑦ア～エの内容を記入してください。
- ⑨ 周辺の状況に応じて説明対象範囲外の住民にも対応してください。
- ⑩ 説明資料の配布や、『開発事業計画書』の提出等について、起算日と期間の考え方を手引きで十分確認してください。
- ⑪ 大規模小売店舗立地法の対象となる店舗（店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの）を建築する開発事業の場合は、経済局産業振興課と調整し、車の入店・退店の経路を設定したうえで、周辺道路の交通に及ぼす影響についても住民説明を行うよう努めてください。
- ⑫ 意見書が提出された場合は、『開発事業計画書』を提出する前に、見解書（規則外様式第4号の2）にて住民等の意見に対する見解・措置を示してください。

(4) 公共施設管理者への説明（第14条の2）

- ① 説明に際しては、“公共施設管理者への説明にあたって”をよくご確認ください。
- ② 公共施設管理者への説明は、住民等への説明期間内でなくともかまいませんが、同意申請までには終了しているようにしてください。ただし、横浜市の公共施設管理者への説明後でなければ、回答はお渡しできません。
- ③ 『標識設置届』提出時にお渡しするチェックシートで、説明状況を報告してください。

(5) 開発事業計画書の提出（第13条）

- ① 提出部数は正本1部正の写し2部の計3部です。なお、正の写しは閲覧対象となりますので個人情報（別紙“**提出書類の個人情報について**”参照）してください。
- ② “土地利用計画図”には公共施設及び条例に規定する空地（緑化空地等）の概要を記載してください。
- ③ 提出に際しては住民説明期間が規定に適合していることを確認してください。
- ④ 第5面は、“住民の意見”欄に意見書及び説明会・戸別訪問時の意見の内容を全て正確に記載（意見書による意見は転写してください、要約・議事録は不可）し、“住民の意見に対する見解・措置”欄に見解・措置を明解に記載してください。なお、記載方法についてわからないことがありましたら、事前に担当者にご相談ください。
- ⑤ 正本には説明対象範囲を記した図面（建物位置付のもの）を添付してください。また、第4面と整合がとれるように付番をしてください。
- ⑥ 提出後、各局から指導・助言がある場合は、おおむね7日間で回答をお渡しします。
- ⑦ 標識に当日のうちに提出日を記載し、土地利用計画図を貼りつけてください。
- ⑧ 縦覧の開始日、終了日の決定の連絡があったときは、速やかに標識に縦覧期間を記載し、写真をとって提出してください。
- ⑨ 開発事業計画書第1面の控えを作成し、再意見書の提出がなかった場合には、縦覧期間満了日消印の郵送期間を考慮し、縦覧期間満了日から中2日おいて、宅地審査部にて「再意見書なし」の押印を受けてください。
- ⑩ 再意見書が提出された場合には、すみやかに再見解書を提示し、縦覧期間終了後に協議申出書を提出してください。

※ 特定大規模開発事業以外の開発事業で、再意見書の提出がなかったものについては、上記手続きの縦覧終了を以って、“条例第18条の同意基準協議”及び“都市計画法第32条の公共施設の管理者との協議”を開始してください。

(6) 開発事業計画の変更（第15条、第20条）

- ① 届出をする際は必ず担当者に変更内容について確認をし、その後の手続きについて指示を受けてください。
- ② 開発事業計画の変更は、同意前後とも、条例第15条第2項のただし書き（以下、軽微な変更等）に該当しない場合は、『開発事業計画書変更案届出書』（規則外様式第5号の4）を、軽微な変更等に該当する場合は『開発事業計画の軽微な変更届出書』（規則外様式第5号の5）を提出してください。なお、開発事業計画の同意後の変更（手引き90頁）の場合は、手続きの進め方及び変更の可否が同意前と異なりますので、事前に担当者に相談してください。
- ③ 計画変更は、軽微な変更等を除いては『住民への説明』等の再手続きを要しますので十分に注意してください。
- ④ 計画に変更があった場合は、標識の備考1欄に速やかに追記し、写真を撮って提出してください。
- ⑤ 同意後は、計画の遵守期間が設定されています。遵守期間中は変更ができない場合がありますので、手引きで十分確認してください。（手引き12、90～93頁）

(7) 特定大規模開発事業の計画及び再意見書の提出された計画に関する市長との協議（第 16 条）

- ① 『開発協議申出書』の提出は開発事業計画書の縦覧期間満了の日の翌日以後（再意見書がある場合は、条例第 14 条に規定する『見解書』の再意見者への送付後）となります。
- ② 『開発協議申出書』には土地利用計画図及び『開発事業計画書』第 2 面を添付してください。
- ③ 特定大規模開発事業以外の開発事業について、協議の要否は『協議事項通知書』にて通知します。
- ④ 横浜市から『協議事項通知書』の交付を受けましたら、協議事項報告書（規則外様式第 6 号の 2、必要に応じて説明図面を添付）を作成し、提出してください。
- ⑤ 横浜市から『協議結果通知書』の交付を受けましたら、“条例第 18 条の同意基準協議”及び“都市計画法第 32 条の公共施設の管理者との協議”を開始してください。

(8) 開発事業の計画の同意申請（第 17 条）

- ① 申請書には『同意基準協議結果通知書』の写し及び指定の押印図面を添付（別紙“開発事業の各種申請図書の提出倍率及び図面添付について”参照）してください。

※ (7) 及び (8) の手続きにつきましては、市が通知書を交付することになりますので、通知書交付に伴うトラブル防止のため、通知書を受け取る方が開発事業者ご本人でない場合は、委任状の提出をお願いいたします。

なお、(2) の標識設置届の提出時に (7) 及び (8) の手続きについて委任を受けている場合は、改めて委任状を提出する必要はありません。

(9) 開発事業の計画の遵守（第 24 条）

「開発行為」及び「斜面地開発行為」については、都市計画法の完了公告後、並びに道路位置指定を伴う「開発行為」については、道路の位置の指定の公告後においても、次に掲げる期間は、市長の同意を得た開発事業の計画を遵守しなければなりません。

① 予定されている建築物の全ての検査済証が交付される時点まで

② 予定されている建築物の全ての検査済証が交付されていない場合は、以下の時点まで

ア 「開発行為」及び「斜面地開発行為」については、都市計画法による完了公告のあった日の翌日から起算して 1 年が経過した時点まで

イ 道路位置指定を伴う「開発行為」については、道路位置指定の公告のあった日の翌日から起算して 1 年が経過した時点まで

提出書類の個人情報について（お願い）

『横浜市開発事業の調整等に関する条例』における「標識設置届」「開発事業計画書」「開発事業計画書変更案届出書」「開発事業計画の軽微な変更届出書」は審査用（1部）と閲覧・縦覧用（2部）を提出していただきます。

このうち、閲覧・縦覧に供する書類につきましては、次の事項は公開の対象とすることができないため消してください。

- 説明を受けた者の住所の地番・氏名及び住民意見符号
- 添付図面に明記されている個人宅（建築物）の氏名
- 添付図面における計画建築物内部の平面図及び断面図
- 個人の特定が可能となる情報

★具体的には、次の項目を消してください（閲覧・縦覧用のみ省略）。

- 開発事業計画書（→裏面に記載例あり）

第1面	第2面	第3面	第4面	第5面	添付資料・図面等
なし	住民に関する住所(地番)・氏名等		説明を受けた者の住所・氏名住民意見符号	住民意見符号	計画建築物の平面図及び断面図 個人の特定が可能となる情報 ※ただし、市販の住宅地図の写しは、省略不要
	個人の特定が可能となる情報				

※ 審査用（1部）は、省略しないでください。

【縦覧用の記載例】

(第4面)

No.	説明を受けた者の住所・氏名	区分	説明日・方法	説明者氏名	住民意見符号
1	横浜市○区○町○丁目○-○ 横浜 太郎				○
2	横浜市○区○町○丁目○-△ コンビニエンスストア みなとみらい 店長 横浜 青葉				○
3	横浜市○区○町○丁目○-× 横浜マンション 101号 横浜 次郎				○

(第5面)

住民意見符号	説明に対する住民の意見	見解書送付日	住民の意見に対する開発事業者の見解又は措置
A	○について□にしてほしい。	○/○	××丁目△番地で□にすることを検討している旨回答
B	○○んの家の横の□を△にしてほしい。	○/○	検討します。

※ 住所・氏名等、個人を識別できる情報は消してください。

開発事業の各種申請図書の提出部数及び図面添付について

『横浜市開発事業の調整等に関する条例』第 17 条の同意申請、及び『都市計画法』第 29 条の許可等申請時には、以下の要領にしたがって関係局課との同意図面を添付してください。

◆『横浜市開発事業の調整等に関する条例』第 17 条の同意申請

- 1 提出部数…正本 1 部 副本 1 部（代理者の場合、受け取り時に委任状が必要になります）
- 2 添付図書…同意基準について協議結果通知書の交付を受ける際に各担当部局へ次の図面を 2 部提出し、**押印**を受けたものを協議結果通知書の写しと共に開発事業計画同意申請書に“その他市長が必要と認める図書”として添付してください。
なお、(10)敷地面積の最低限度については、第 17 条の同意申請時に添付する土地利用計画図を上記の図書とすることができます。

3 同意基準協議項目

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| (1) 道路状空地 | : 土地利用計画図 |
| (2) 歩道状空地 | : 歩道状空地の計画平面図 |
| (3) 自由利用空地 | : 自由利用空地の計画平面図、自由利用空地の求積図 |
| (4) 緑化空地 | : 緑化計画書、緑化計画平面図、緑化計画求積図 |
| (5) 雨水流出抑制施設 | : 排水施設計画平面図 |
| (6) 遊水池等 | : 排水施設計画平面図 |
| (7) 防火水槽 | : 防火水槽位置平面図、断面図 |
| (8) 集会室 | : 集会室の計画平面図、集会室の求積図 |
| (9) 斜面地開発行為の制限（空地） | : 建築物の配置図、平均地盤算定図 |
| （緑化） | : 緑化計画書、緑化計画平面図、緑化計画求積図 |
| (10) 敷地面積の最低限度 | : 土地利用計画図 |

※『横浜市開発事業の調整等に関する条例』第 6 条の“公益上必要な開発行為”については、同条の協議結果通知書の交付を受ける際に各担当部局へ次の図面を 2 部提出し、**押印**を受けたものを協議結果通知書の写しと共に開発事業計画同意申請書に添付してください。

- | | |
|-------|--|
| 道路 | : 道路計画平面図、道路標準横断図 |
| 排水施設等 | : 排水施設計画平面図 |
| 公園等 | : 公園整備計画図、樹木の保存、表土の保全計画図、
「緑地の保存等に関する協定」の締結申出書の写し、協定緑地計画図 |
| 消防水利 | : 消防水利位置図 |
| ごみ収集場 | : ごみ収集場位置図（付近見取り図、配置図、立面図） |
| 給配水施設 | : 水道局各区営業所の同意書の添付のみ（ <u>給水施設計画平面図の押印不要</u> ） |

◆『都市計画法』第 29 条の許可申請

- 1 提出部数…正本 1 部 副本 1 部
- 2 添付図書…都市計画法第 32 条に基づく公共施設管理者との協議等完了時に各担当部局へ次の図面を 2 部提出し、**押印**を受けたものを同意協議書の写しと共に開発許可申請書に“審査図面”として添付してください。また、『横浜市開発事業の調整等に関する条例』の同意通知書の写しを添付してください。
- 3 公共施設管理者との協議及び開発許可基準項目(下記以外の審査図面の添付は不要)
 - 道路 : 道路計画平面図、道路標準横断図
 - 排水施設等 : 排水施設計画平面図
 - 公園等 : 公園整備計画図、樹木の保存、表土の保全計画図、
「緑地の保存等に関する協定」の締結申出書の写し、協定緑地計画図
 - 消防水利 : 消防水利位置図
 - ごみ収集場 : ごみ収集場位置図（付近見取り図、配置図、立面図）
 - 給配水施設 : 水道局各区営業所の同意書の添付のみ（給水施設計画平面図の押印不要）

◆『宅地造成等規制法』第 8 条の許可申請及び同法第 11 条の協議申請

（“開発許可を要しない開発行為”を含む）

『横浜市開発事業の調整等に関する条例』、『都市計画法』と同様に正本 1 部 副本 1 部となりますが、市街化調整区域における 500 m²未満で自己の居住の用に供する開発行為については、正本 1 部 副本 1 部 正本の写し 2 部 となりますので注意してください。また、『横浜市開発事業の調整等に関する条例』の同意通知書の写しを添付してください。

※ “大規模な共同住宅の建築”の各種届出及び『横浜市開発事業の調整等に関する条例』条例第 17 条の同意申請先は、建築局情報相談課 中高層担当（671-2350）となります

詳しくは、各所管課の担当者にお問合せください

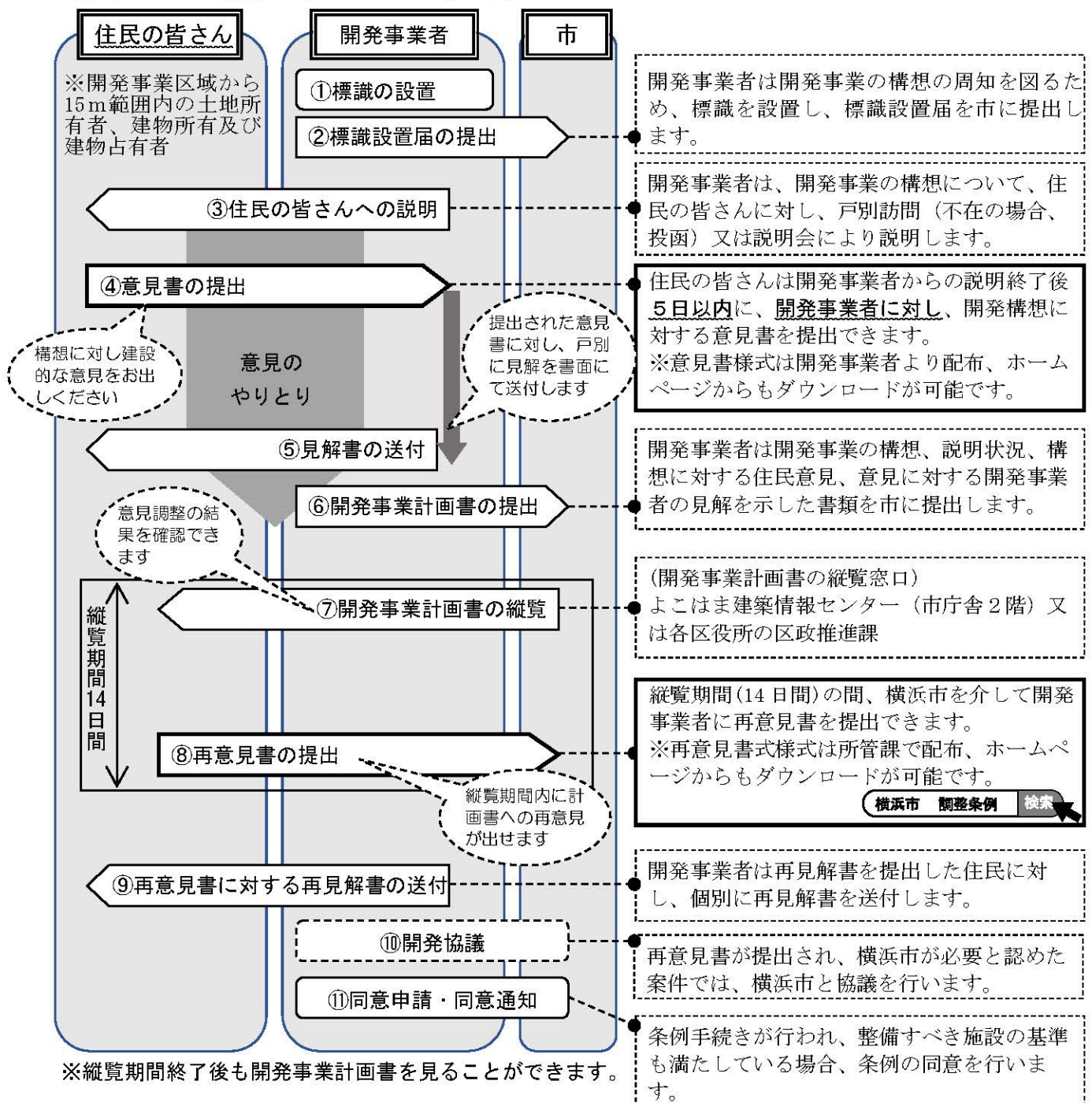
開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

- ・ 開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明
- ・ 開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・ 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを担う一員として、意見を出すことにより（下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出）、開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。



※縦覧期間終了後も開発事業計画書を見ることができます。

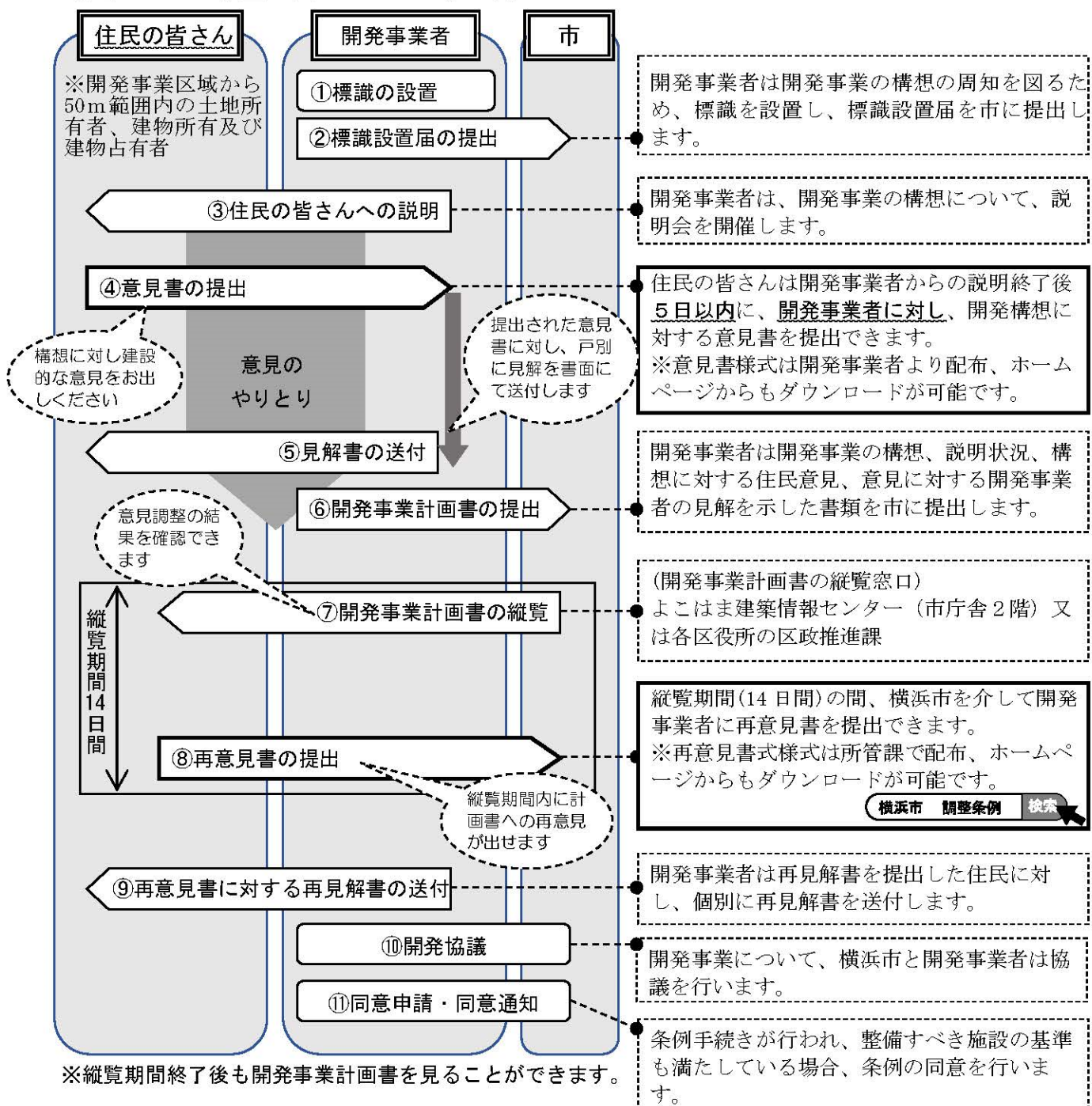
開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

- ・ 開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明
- ・ 開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・ 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを担う一員として、意見を出すことにより（下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出）、開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。



開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市内で、開発事業を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する

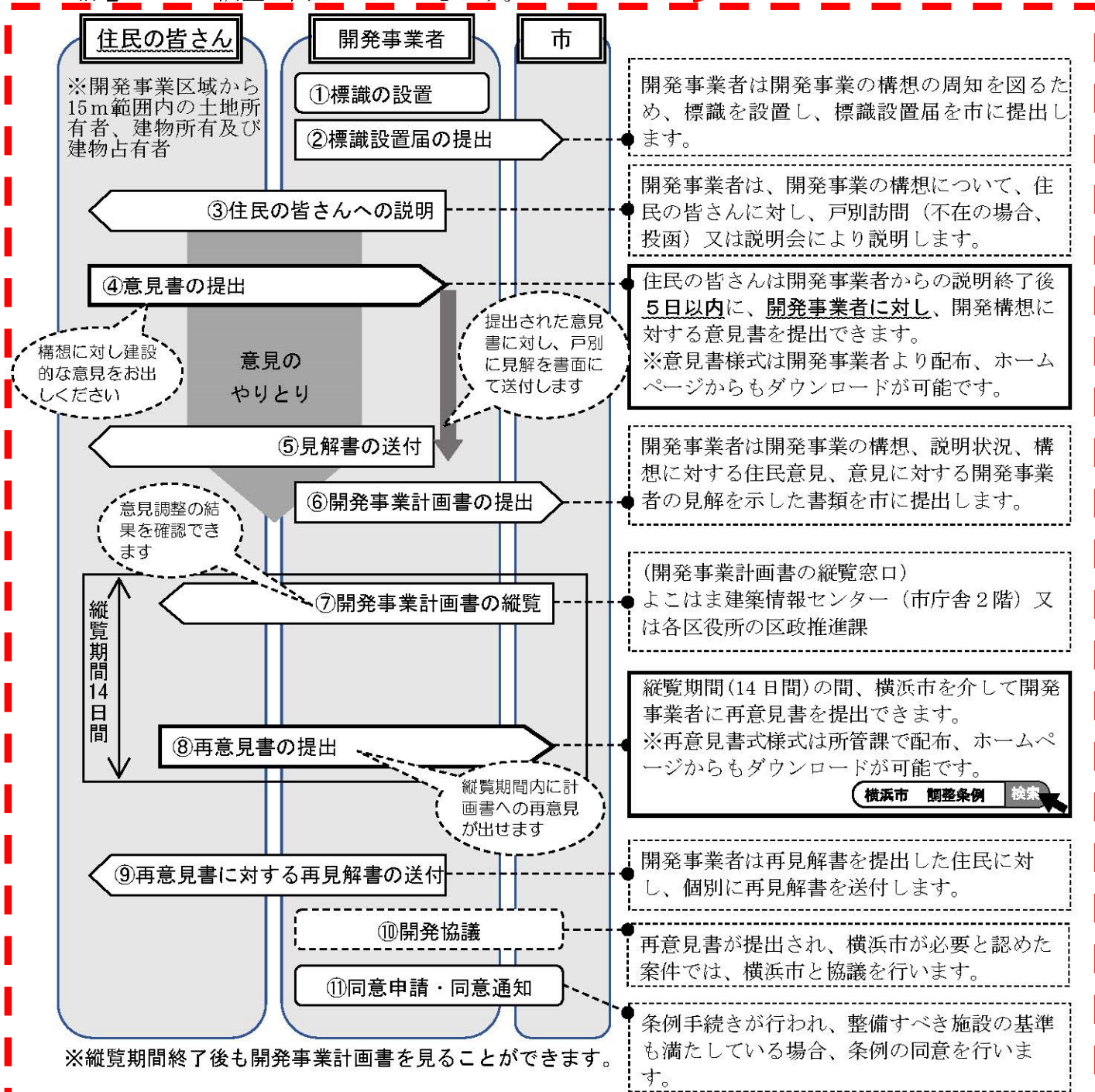
- ・ 開発事業を
- ・ 開発事業の
- ・ 地域まちづくり

“特定大規模開発事業”と”特定大規模開発事業以外の開発事業用”とに分かれていますので注意してください。
 手続きフローが異なります。開発事業の種類に合わせて、適宜使用願います。

本資料を配布する時には、説明対象者に手続きフローや意見書・再意見書の提出に関しても丁寧に説明をお願いいたします。

条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを出すことにより（下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出）開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。



開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市内で、開発事業を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する

- ・ 開発事業を
- ・ 開発事業の
- ・ 地域まちづ

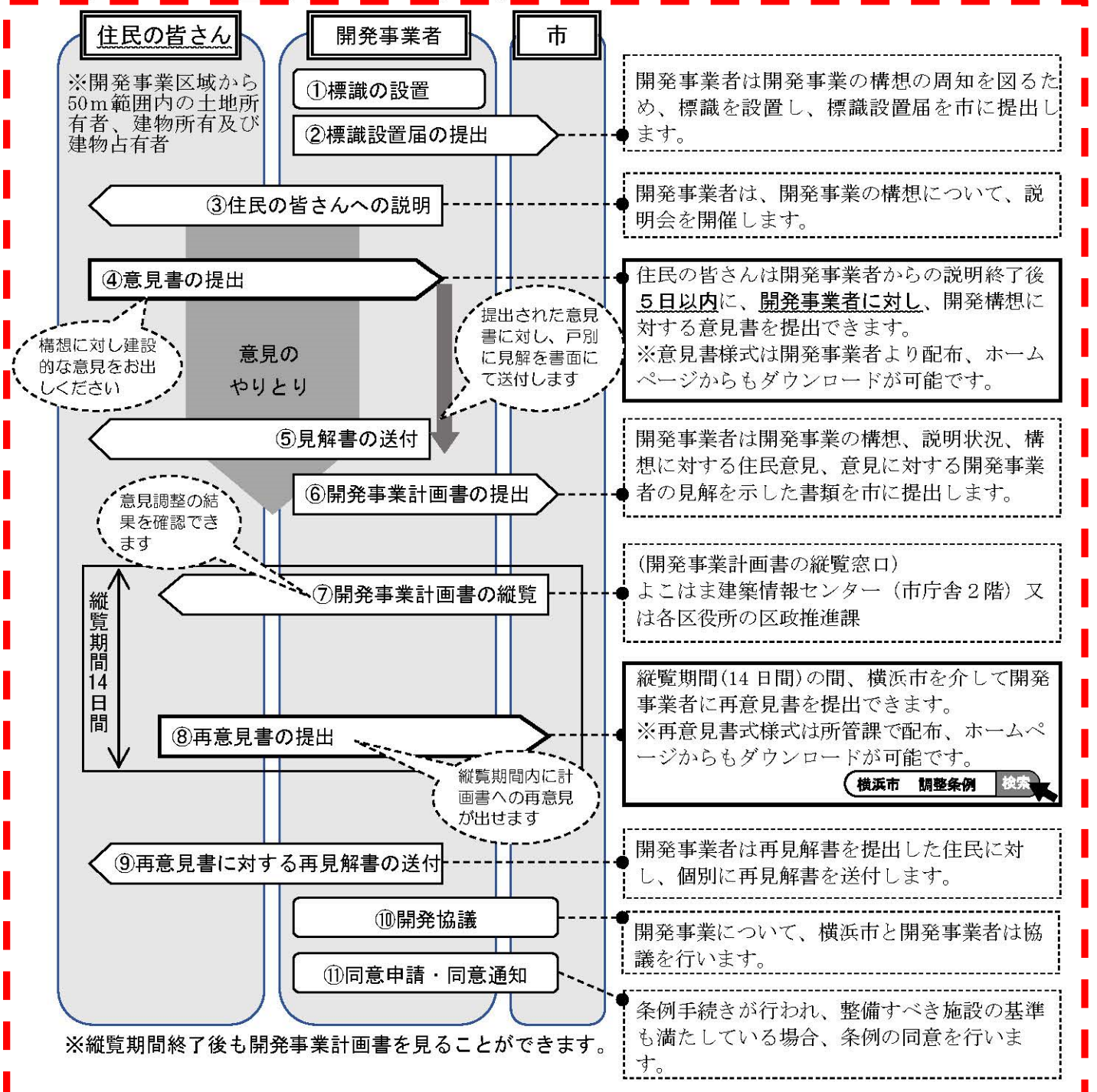
“特定大規模開発事業”と”特定大規模開発事業以外の開発事業用”とに分かれていますので注意してください。
 手続きフローが異なります。開発事業の種類に合わせて、適宜使用願います。

の構想の周知、説明
 する手続き
 事

本資料を配布する時には、説明対象者に手続きフローや意見書・再意見書の提出に関しても丁寧にご説明をお願いいたします。

条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを出すことにより（下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出）、開発事業の構想について調整を図ることができます。



戸別訪問日・意見書の提出期限・説明者について

※計画内容については下記の開発事業の構想に関する説明者に直接お問い合わせください。

●戸別訪問日について

開発事業者名：

開発事業区域に含まれる土地の地名地番：

標識設置日： 年 月 日

横浜市開発事業の調整等に関する条例に基づき、標識を設置した上記の開発事業について、

<input type="checkbox"/>	本日（ 年 月 日）、ご説明いたしました。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。
<input type="checkbox"/>	年 月 日 時頃にご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、説明資料一式と意見書の様式を投函いたしました。また、日を改めてご説明のため、訪問いたします。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。
<input type="checkbox"/>	年 月 日 時頃に 2回目 のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、日を改めて訪問いたします。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。
<input type="checkbox"/>	年 月 日 時頃に 3回目 のご説明に伺いましたが、ご不在でしたので、既に投函した資料をご確認いただくことで、説明に代えさせていただきます。計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にてご提出ください。

●意見書の提出期限

次の期日までに開発事業の構想に関する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。（提出期限は戸別訪問時に直接説明を終えた後、もしくは3回目訪問時も不在だった場合に訪問者側で記入します。）

年 月 日（ ） 消印有効

●訪問者（開発事業の構想に関する説明者）

(氏名)

(連絡先)

横浜市の所管課・お問合せ先について

※手続きについてご不明な点があれば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。

	担当課	エリア別	電話番号
<input type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部（緑・青葉・都筑）	045-671-4515
<input type="checkbox"/>	〃	西部（南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉）	045-671-4516
<input type="checkbox"/>	〃	南部（港南・磯子・金沢・戸塚・栄）	045-671-4517
<input type="checkbox"/>	〃	東部（鶴見・神奈川・西・中・港北）	045-671-4518
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521
<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課		045-671-2350

戸別訪問日・意見書の提出期限・説明者について

※計画内容については下記の開発事業の構想に関する説明者に直接お問い合わせください。

●戸別訪問日について

開発事業者名：**株式会社〇〇建設**

開発事業区域に含まれる土地の地名地番：**〇区〇〇 〇-〇-〇**

標識設置日： ●年 ●月 ●日

横浜市開発事業の調整等に関する条 **説明できた場合、説明日時を記入してください。** て、

開発事業の概要を記入してください。

本日（ 年 月 日）、ご説明いたしまして、意見書の様式にてご提出ください。

年 月 日 時頃にご説明

一式と意見書の様式を投函いたしました。また、日 計画に対するご意見がある場合、意見書の様式にて

年 月 日 時頃に**2回目**の で、日を改めて訪問いたします。計画に対するご ださい。

令和6年 4月 17日 10時 で、既に投函した資料をご確認いただく るご意見がある場合、意見書の様式にて

対象者が不在の場合には、説明資料を投函し、日を改めて再度訪問してください。初めて訪問したことをお知らせするために、訪問日時を記入してください。

2回目の訪問時にも不在であった場合、訪問したことをお知らせするために、訪問日時を記入してください。2回目訪問時は説明資料の投函は任意です。

3回目の訪問時にも不在であった場合、訪問したことをお知らせするために、訪問日時を記入してください。なお、3回の訪問をもって、説明に代えることができます。（4回以上の戸別訪問は任意ですので、適宜説明を行ってください。）

●意見書の提出期限

次の期日までに開発事業の構想に関する意見書をご提出ください。（提出期限は戸別訪問時に直接説明を終えた後、ご記入ください。）

令和6年 4月 22日（月） 消印有効

意見書の提出期限を訪問者側で記入してください。訪問回数に応じて、次のとおり配布してください。（提出期限のに数計算は条例の手引27頁参照）
◆1回目～2回目に戸別訪問して説明→直接対象者に手渡し
◆3回訪問して不在だった場合 →投函

●訪問者（開発事業の構想に関する説明者）

（氏名） **株式会社〇〇建設 横浜 太郎**

（連絡先） **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

訪問者の方の氏名を記入してください。

説明を受けた住民の方の窓口になりますので、連絡の取りやすい電話番号を記入してください。

横浜市の所管課・お問合せ先について

※ **手続き中の窓口にチェックを入れてください。** 欄が付いている部署までお問い合わせください。

	担当課	エリア別	電話番号
<input checked="" type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部（緑・青葉・都筑）	045-671-4515
<input type="checkbox"/>	〃	西部（南・保土ケ谷・旭・瀬谷・泉）	045-671-4516
<input type="checkbox"/>	〃	南部（港南・磯子・金沢・戸塚・栄）	045-671-4517
<input type="checkbox"/>	〃	東部（鶴見・神奈川・西・中・港北）	045-671-4518
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521
<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課		045-671-2350

意見書の提出期限・説明者について

※計画内容については下記の開発事業の構想に関する説明者に直接お問い合わせください。

<p>●意見書の提出期限</p> <p>次の期日までに開発事業の構想に関する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。(最終の説明会開催日の翌日から5日間)</p>	
<p>年 月 日 () 消印有効</p>	
<p>●開発事業の構想に関する説明者</p>	
<p>(氏名)</p> <p>(連絡先)</p>	

横浜市の所管課・お問合せ先について

※手続きについてご不明な点があれば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。

	担当課	エリア別	電話番号
<input type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部 (緑・青葉・都筑)	045-671-4515
<input type="checkbox"/>	〃	西部 (南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516
<input type="checkbox"/>	〃	南部 (港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517
<input type="checkbox"/>	〃	東部 (鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521
<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課	<p>市域全域</p> <p>(開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築)</p>	045-671-2350

意見書の提出期

※計画内容については下記の開発事業の構想に関

●意見書の提出期限

次の期日までに開発事業の構想に関する意見を記載し、最終の説明会開催日の翌日から5日間
に提出することとなります。**(最終の**説明会開催日の翌日から5日間)

令和6年 4月 22日 (月) 消印有効

●開発事業の構想に関する説明者

(氏名) 株式会社〇〇建設 横浜 太郎

(連絡先) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

本資料を事前配布する際に、最終の説明会開催日（条例上は2回以上の開催を規定）の翌日から5日後の日付を予め記入してください。

例）最終の説明会開催が4月17日であった場合は、翌日から5日後のため4月22日（月）となります。

※ 意見書の提出期間の末日（5日目）が休日にあたる場合は、その翌日が意見書提出期間終了日となります。

説明会開催時に説明を行う方の氏名を記入してください。

説明を受けた住民の方の窓口になりますので、連絡の取りやすい電話番号を記入してください。

横浜市の所管課・お問合せ先について

※ 手続き中の窓口にチェックを入れてください。欄が付いている部署までお問い合わせください。

	課	エリア別	電話番号
<input checked="" type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部（緑・青葉・都筑）	045-671-4515
<input type="checkbox"/>	〃	西部（南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉）	045-671-4516
<input type="checkbox"/>	〃	南部（港南・磯子・金沢・戸塚・栄）	045-671-4517
<input type="checkbox"/>	〃	東部（鶴見・神奈川・西・中・港北）	045-671-4518
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521
<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課	市域全域 〔 開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築 〕	045-671-2350

開発事業の構想に対する意見書

この度、説明いたしました開発事業の構想についての意見がございましたら、この用紙に記入いただき、下記の提出先まで提出くださいますようお願いいたします。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

なお、この意見書の提出は、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」第12条の規定により行われるものです。

氏 名	
住 所	
意見	

<意見書の提出先及び提出方法>

(開発事業者記入欄)

提出先：

提出方法：

開発事業 の概要 計画	開発事業者名	
	開発事業区域に含まれる 土地の地名地番	
	開発事業計画番号	
	説明日	

斜面緑地における開発許可の基準の運用について

都市計画法第 33 条第 5 項に基づく「景観計画に定められた開発行為についての制限」に関する開発許可の基準については、次のとおり運用いたします。

1 横浜市開発事業の調整等に関する条例(以下「条例」といいます。)の手続き段階

- (1) 『標識設置届』(条例第 9 条)の提出後、窓口にて、適用の有無の相談を受け付けます。
- (2) 『造成工事に関する事前協議願※ 1』をご提出いただいた場合は、許可の基準に照らして事前に審査を行います。

2 開発許可の申請段階

新たに次の書類を申請書に添付し、『土地利用計画平面図』に概要を図示していただきます。

- ア 開発区域内の土地の過去 6 年分の『土地課税台帳登録事項証明書(物件証明)』※ 2
- イ 「法」^{のり}「適切な植栽が行われる土地(樹木本数に換算する場合は当該樹木)」の位置、形状寸法等を記載した、『景観形成計画平面図』及び『景観形成計画断面図』
- ウ 「適切な植栽が行われる土地(樹木本数に換算する場合は当該樹木)」の面積算定の根拠資料となる『景観形成植栽の計画書』(別添)及び『景観形成植栽の求積図及び求積表』

3 開発許可の工事完了段階

- (1) 「工事完了届出書」を 1 部追加提出していただきます。
- (2) 「適切な植栽が行われる土地(樹木本数に換算する場合は当該樹木)」について、みどり環境局公園緑地管理課による完了検査を受けていただきます。

4 その他

原則として、「適切な植栽が行われる土地(樹木本数に換算する場合は当該樹木)」について、開発区域内の土地所有者間で都市緑地法による緑地協定を締結し、工事完了までに、市長の認可を受けていただきます。

(担当窓口：みどり環境局公園緑地管理課)

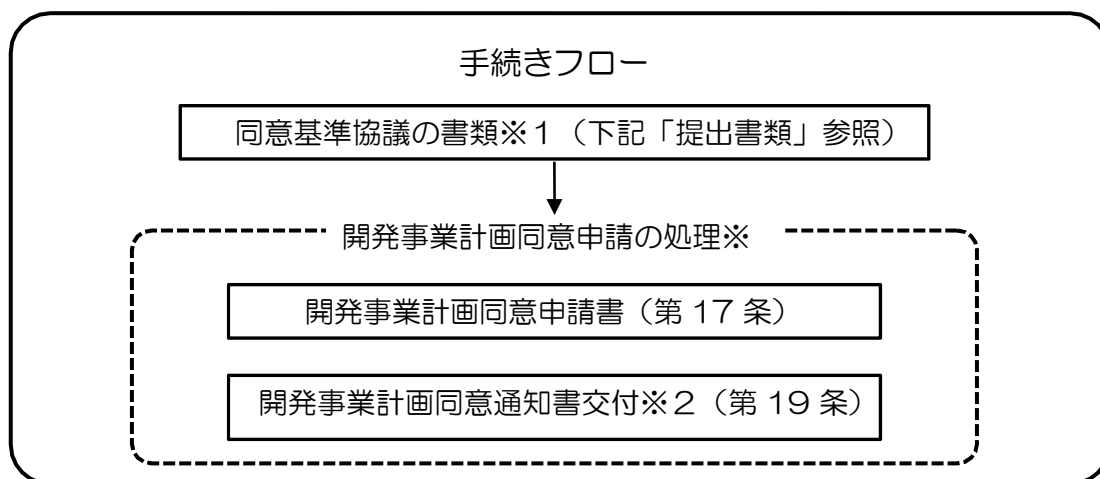
※ 1 『開発行為における景観形成の設計書』(別添)を 2 部添付してください。

※ 2 開発区域内の全ての土地の登記事項証明書の地目が、申請日から遡って 5 年以上継続して「山林」以外であることが確認(登記の日付による。)できない場合に限りです。

同意基準協議（集会施設、斜面地開発行為の制限）の手続について

横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条（同意の基準等）において、8号（集会施設）9号（斜面地開発行為の制限）に関しては、手続の効率化を図るため、開発事業同意申請書（第17条）に対する開発事業計画同意通知書（第19条）の交付をもって包括的に承認することとします。

○手続きフロー



※1 開発事業計画同意申請書の提出時期については各担当者と打合せしてください

※2 開発事業計画同意通知書（第19条）の交付をもって同意基準協議を承認したものとみなします

『提出書類』

8号（集会施設）と9号（斜面地開発行為の制限）では提出書類が異なりますのでご注意ください。

- 事前相談書※（次ページ参照）
- 開発事業計画の概要書
- 位置図
- 公図の写し
- 土地利用計画図

+

8号(集会施設)の場合

- ①集会室の計画平面図
- ②集会室の求積図

9号(斜面地開発行為の制限)の場合

- ①建築物の配置図 ②床面積の求積図 ③各階平面図
- ④立面図 ⑤断面図 ⑥平均地盤算定図
- ⑦緑化計画求積図

※同意基準協議申請書(規則外様式第8号)の代わりとして使用してください。

開発事業計画の同意基準（８号・９号）に関する事前相談書

年 月 日

横浜市長

住所
申請者 氏名
電話 ()
(担当者氏名及び連絡先)

横浜市開発事業の調整等に関する条例第 18 条第 2 項第（８・９）号の規定について、次のとおり事前相談書を提出します。

1	開発事業区域に含まれる地域の名称	
2	横浜市開発事業の調整等に関する条例第 2 条第 1 項第 2 号に定める開発事業の種別	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域における建築物の建築 <input type="checkbox"/> 斜面地開発行為
3	開発事業受付番号	
※	受付年月日	年 月 日
※	確認年月日	年 月 日
※	確認結果	適合・不適合

■ ※印の欄は記入しないでください。

■ 添付書類

- (1) 開発事業計画の概要書 (2) 位置図 (3) 公図の写し (4) 土地利用計画図
(5) その他基準に応じて必要となる図書

集会施設

- ・ 計画平面図 ・ 求積図

斜面地開発行為の制限

- ・ 建築物の配置図 ・ 床面積の求積図 ・ 各階平面図 ・ 立面図
- ・ 断面図 ・ 平均地盤算定図 ・ 緑化計画求積図

公共施設管理者への説明にあたって

- 各同意協議部署の説明方法にしたがって、説明を行ってください。
- 受領印の押された標識設置届、当該届出の添付図書(①位置図、②現況図、③公図の写し、④土地利用計画図)及びその他各部署が必要と認める図書等を持参してください。

同意協議事項	同意協議部署	電話番号	説明方法
道路(※1)	道路局路政課(北部)	671-2766	①標識設置届を提出後、維持課・路政課の担当に電話連絡してください。 ②アポイントをとった上で御来庁ください。 ③状況に応じて図面の修正等をお願いする場合があります。 ※事前調整済みの場合は一部省略可。詳細は所管課に確認してください。 ※道路状空地については、相談書(新設)にて事前に確認することができません。 ※各区土木事務所には、必要に応じて説明をしていただきます。
	(南部)	671-2767	
	道路局維持課	671-2783	
	各区土木事務所	※下記参照	
公園等(※2)	みどり環境局 公園緑地管理課 ・横浜市への帰属がある場合(開発区域面積が3000㎡以上等) ・公園が隣接する場合又は公園に影響がある場合	671-2647	①標識設置届を提出後、みどりアップ推進課の担当に電話連絡してください。 ②アポイントをとった上で御来庁ください(原則午前中)。説明は窓口でのみ受け付けます。 ③標識設置届及びその添付図書の提出、状況に応じて図面の修正等をお願いする場合があります。 ※公園緑地事務所・各区土木事務所には必要に応じて説明をしていただきます。
下水道(※3)	下水道河川局 管路保全課 ・開発区域面積が1000㎡以上又は帰属・払い下げ・区分地上権設定	671-2833	①標識設置届を提出後、相談等がありましたら、管路保全課の担当に電話連絡してください。 ②御来庁は、午前中にお願います。
下水道(※3)	各区土木事務所 ・開発区域面積が1000㎡未満で帰属・払い下げ・区分地上権設定の必要がない場合	※下記参照	標識設置届を提出後、事前に電話連絡の上、各区土木事務所に御来庁ください。
河川・水路等(※3)	下水道河川局 河川管理課	671-2855	標識設置届を提出後、事前に電話連絡の上、河川管理課に御来庁ください。
消防水利(※3)	消防局警防課	334-6715	①標識設置届の提出前に、周囲の消防水利の状況を確認してください。分からない場合は、計画課又は管轄消防署の担当に電話連絡してください。 ②アポイントをとった上で御来庁ください。 ③消防水利を設置する場合は、標識設置届に図面に明示してください。

(※1～3)次ページ以降の各部署の案内にしたがって、図書等を揃えた上で、説明をしてください。

【各区土木事務所一覧】

区名	電話番号(代表)	区名	電話番号(代表)
青葉土木事務所	971-2300	瀬谷土木事務所	364-1105
旭土木事務所	953-8801	都筑土木事務所	942-0606
泉土木事務所	800-2532	鶴見土木事務所	510-1669
磯子土木事務所	761-0081	戸塚土木事務所	881-1621
神奈川土木事務所	491-3363	中土木事務所	641-7681
金沢土木事務所	781-2511	西土木事務所	242-1313
港南土木事務所	843-3711	保土ヶ谷土木事務所	331-4445
港北土木事務所	531-7361	緑土木事務所	981-2100
栄土木事務所	895-1411	南土木事務所	341-1106

(※1)道路局維持課・路政課

公共施設管理者(道路)への説明及び事前相談について

横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正に伴い、条例第14条の2に公共施設管理者への説明が義務付けられました。公共施設管理者(道路)への説明は、条例に係るすべての案件を道路局維持課及び路政課で受け付けます。

なお、条例第18条の公共の用に供する空地を設け、道路状に整備すること(道路中心線からの2.25メートル以上のセットバック)及び道路改廃については、事前協議を路政課で受け付けます。

1 説明方法及び事前相談について

公共施設管理者説明及び事前相談は、窓口で行ってください。電話等による受け付けは行っておりません。公共施設管理者の説明及び事前相談は、原則、開庁日の午前8時45分から午前12時までに行ってください。午後は現場検査等で不在場合があります。

(1) 公共施設管理者説明

公共施設管理者説明では、標識設置届の添付図書(①位置図、②現況図、③公図の写し、④土地利用計画平面図)に加え、表-1、表-2の説明項目が確認できる図面を揃えてください。

※図面に基づき、表-1、表-2の説明項目について説明を行ってください。

※標識設置届提出までに事前相談を行っているときは、状況により公共施設管理者説明を省略できる場合があります。

※標識設置届提出後の公共施設管理者への説明の有無については、各課の担当に電話及び窓口で確認を行ってください。(維持課 671-2783 路政課 671-2766, 2767)

(2) 事前相談

標識設置届提出前の事前相談では、標識設置届の添付図書(①位置図、②現況図、③公図の写し、④土地利用計画平面図)に加え、開発事業者、説明者、表-1、表-2の説明項目が確認できる図書を揃えてください。また、条例第18条の公共の用に供する空地の判断では、表-3を参考に必要な書類を揃えて下さい。

2 説明項目について

(1) 開発区域内及び周辺の状況について(現況図、道路計画平面図等)

表-1 既存公道について

①開発区域の状況	開発区域面積、地形、土地利用の状況
	都市計画法等による法令の制限
②道路の整備状況	公道の有無、建築基準法上の道路種別
	幅員、縦断勾配
	整備状況(横断構成、舗装構成、側溝の有無)
③安全施設・占用物件等の設置状況	下水道の整備状況
	電柱、標識や路面標示の設置状況 ガードレールや車止め等の安全施設の設置状況
④交通規制	横断歩道、停止線、交通規制の有無
⑤その他	必要に応じ求めます

(2) 道路計画について（道路計画平面図、縦断図、横断図、排水計画図）

表－2 新設及び拡幅道路について

①建築物等の計画	建築物等の用途、駐車場の出入口の位置
②道路線形	平面線形、縦断線形、横断構成
	道路と宅地との高低差、下法の有無
③路面排水	路面の排水方法、流末の有無
④占用物件	地下埋設物の新設予定
	電柱や標識の移設・撤去予定
⑤公道の取り扱い	公道の廃止・帰属の有無
⑥その他	必要に応じ求めます

(3) 条例第18条の公共の用に供する空地及び道路改廃の判断に必要な図書

表－3 事前協議必要図書

①公図	※地籍調査地域については公図に加え旧公図も添付
②認定路線図	開発区域に接する道路状況の確認
③道路台帳平面図	〃
④道路台帳区域線図	区域線図が無い場合は、境界調査図
⑤土地登記簿謄本	開発区域の前面道路の状況確認

3 その他

- (1) 説明内容に不足等がある場合は、再度説明をしていただく場合があります。
- (2) 内容によっては、土木事務所へ説明していただくことがあります。

(※2)みどり環境局公園緑地管理課

- 標識設置届と当該届出の添付図書(①位置図、②現況図、③公図の写し、④土地利用計画図)に加え、下記の書類を揃えてください。

○新設の場合

図面等	明示すべき事項
公園	区域内の位置、形状、面積(有効・非有効の確認)
公園と道路の関係	開発区域周辺の路線図及び区域線図 接する道路との延長等(公園周囲長の4分の1以上)
公園と隣接敷地の関係	計画地盤高、公園の擁壁類がある場合はその位置
公園と排水の関係	接続ます等
その他	土地利用の制限等に関する事項(都市計画道路線、電柱等)

○隣接の場合

図面等	明示すべき事項
境界関連平面図	境界杭位置、種類
造成断面図	公園と隣接する開発区域の造成断面図(複数箇所)
その他	境界杭の写真及び隣接状況の現況写真

(※3)下水道河川局管路保全課・河川管理課・消防局計画課 各区土木事務所

- 標識設置届と当該届出の添付図書(①位置図、②現況図、③公図の写し、④土地利用計画図)を持参してください。
- 案件ごとに上記図書以外に必要な図書等を判断しますので、担当部署に電話にて問い合わせください。

公共施設管理者への説明(条例第 14 条の2)確認チェックシート

- 第 17 条に規定する同意の申請の際、条例の手続が全て完了していることを確認します。条例第 14 条の2に規定する公共施設管理者への説明については、このチェックシートにより確認しますので、全ての項目にチェックした上で、提出してください。
- チェック欄の同意・協議の「要」・「不要」にチェックをし、「要」の場合は、説明日を記入してください。また、同意・協議の要・不要が不明な場合は、公共管理者に確認してください。

記入日： 年 月 日

開発事業者	
開発事業計画番号	第 開計 号
開発事業区域に含まれる土地の地名地番	

1 横浜市が管理する公共施設の同意・協議の担当窓口

※ 横浜市の部署については、「公共施設管理者への説明にあたって」にしたがって、説明してください。

同意協議事項	同意協議部署	電話番号	チェック欄
道路	道路局路政課 ・開発区域面積が 1000 m ² 以上の場合 ・横浜市への帰属及び所管替えがある場合	045-671-2766(北部) 045-671-2767(南部)	同意・協議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日
	道路局維持課	045-671-2783	同意・協議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日
	各区土木事務所 ・1000 m ² 未満で横浜市への帰属がない場合	-	※必要に応じて説明
公園等	みどり環境局公園緑地管理課 ・横浜市への帰属がある場合(開発区域面積が 3000 m ² 以上等) ・公園が隣接する場合又は公園に影響がある場合	045-671-2647	同意・協議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日
下水施設等	下水道河川局管路保全課 ・開発区域面積が 1000 m ² 以上の場合 ・帰属・払い下げ・区分地上権設定の必要がある場合	045-671-2833	同意・協議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日
	各区土木事務所 ・開発区域面積が 1000 m ² 未満で帰属・払い下げ・区分地上権設定の必要がない場合	-	同意・協議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日
河川・水路等	下水道河川局河川管理課 ・開発区域内に管理河川、水路がある場合 ・開発区域に隣接して管理河川、水路がある場合	045-671-2855	同意・協議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日
消防施設等	消防局警防課 ・開発区域面積が 500 m ² 以上の場合	045-334-6715	同意・協議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日

2 横浜市以外が管理する公共施設の同意先

公共施設	同意先	電話番号	チェック欄
国道	横浜国道事務所	045-311-2981 (代表)	同意 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日
私道	開発区域が接する部分の管理者	-	同意 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日
河川	京浜河川事務所	045-503-4000 (代表)	同意 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日

3 供給施設、輸送施設についての協議先

協議事項	協議先	備考	チェック欄
義務教育施設	教育委員会事務局施設課	開発区域面積が 20ha 以上の場合	協議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日
水道施設	水道局各給水維持課又は各事務所		協議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日
電気施設	東京電力等当該開発区域を供給区域に含む一般電気事業者	開発区域面積が 40ha 以上の場合	協議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日
ガス施設	東京ガス等当該開発区域を供給区域に含むガス事業者		協議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日
輸送施設	当該開発行為に関係ある鉄道事業者、軌道経営者		協議 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 説明： 年 月 日